

広報しもいち

7

2025年
No. 734

SHIMOICHI

ハートのあじさい
見つけたよ！！

あじさい

📷 下市集学校

議 会 だ よ り

令和7年第5回下市町議会（定例会）が6月5日から10日までの6日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

・補正予算（1件）、同意（1件） 計2件

議案

▼令和7年度下市町一般会計補正予算（第1号）について

▼下市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

一般質問 原文のまま表記しています。

矢野和男議員から

○職員の懲戒処分と職員教育に関して

○大阪万博と子どもの校外学習に関して

○防災に関して

○社会教育に関して

○道路整備について

○上下水道に関して

樺北資郎議員から

○下市中央公園の北側トイレの洋式化について

○議会

委員会 委員会室の放映画像の鮮明化について

○下市町を含む8市町村の市街化調整区域の活用見直しについて

米田圭一郎議員から

○带状疱疹予防接種の助成拡充について

○落雷による被害の予防策について

○転入・転出等の区長への情報提供について

○観光文化センターの玄関（エントランス）前の階段のあるスペースのタイルの老朽化について

榎悦子議員から

○下市町のホームページについて

○ゴミの分別について

中垣内敏博議員から

○以前広橋地区で起きた災害復旧について

○防災施策について

○最近多発している盗難についてお聞きします。

尾上治吉議員から

○2024年9月定例議会一般質問において質問致しました。健民運動場の外周にある二本の災害・緊急時のサイレン吹鳴が出来ていないとの質問に対して、行政側の回答は「落雷で機械機能がダウンしている」「新たに新設するには多額の費用がかかる」等々であったが、その後の様になったのでしょうか

○秋野川河川の、隣接山林及び原野から倒れてきている倒木に関して、行政はどの様に対処するのか。



5/22

災害時における
ドローン活用を
目指して

下市町は株式会社千石技建と「災害時等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定」を締結しました。この協定は、災害時にドローン使用による被害状況調査や被災者の捜索・物資の輸送・災害現場地図の作成支援などを目的として結ばれたものです。協定式後、役場駐車場でドローン飛行の実演も行われました。災害発生時に迅速な対応ができるよう今後も備えを充実させていく予定です。

6/1 下市町消防団 林野火災訓練

下市町消防団による林野火災を想定した消火訓練が行われました。

消火訓練では、放水地に西山地区の山林、消防水利には丹生川が使用されました。

前消防団長の指揮のもと、中継地点の各分団は、確実な消火活動を実践するために無線で連絡を取り合いながら、水圧などを調整し、水利から12台の消防車両を中継して放水地点で待つ筒先へと水を届けました。夏は花火やバーベキューなど火を扱う機会が多くなる季節です。火の取り扱いにご注意ください。



6/1 「交通事故ナシ」を願って

下市町交通安全少年団の子ども達が吉野警察署や各種関係団体と共に、大淀町の大阿太高原にある梨果園で梨の実に安全標語の文字入れを行いました。

標語を書き入れる梨は、成熟前の直径3センチ程の大きさのもので、ここに文字を刻むと、収穫期には大きく育った実の表面に文字が茶色く浮かび上がります。

交通安全の願いと共に大きく成長した梨の実は、9月に収穫され秋の交通安全運動期間中に啓発物品として配布されます。



6/15 交通安全と防犯意識を高めよう！

下市グラウンドゴルフクラブ第3回大会が下市中央公園グラウンドで行われました。

開会式では吉野警察署と総務課による「安全・安心教室」が行われました。この教室は今回で22回目となり、会員に高齢者が多いことから、競技前に交通安全と防犯意識を高めるために開催されています。

当日は雨上がりの蒸し暑い気候でしたが、皆さん楽しそうにグラウンドゴルフをプレイされていました。



6/17 行政懇談会開催

下市町行政懇談会が下市町交流センターで開催されました。下市町行政懇談会は毎年、町内の区長が一堂に会し、町と区長が町づくりやそれぞれの地区が抱える課題などを話し合うために開催されています。

今年度は、防災をテーマにとりあげ、はじめに南海トラフ大地震や土砂災害に関する防災動画を視聴しました。次に町の災害リスクや下市町個別避難計画等の説明後、町の防災について話し合いが行われました。

町は、頂いたご意見や今後開催予定の多世代タウンミーティングを通して、より災害に強い安全・安心な町づくりを目指してまいります。



参議院議員通常選挙

投票日 令和7年7月20日(日) 午前7時～午後7時

町内16投票所にて 開票は午後8時15分から下市中央公園総合体育館にて

公示日 令和7年7月3日(木)

期日前投票期間 令和7年7月4日(金)～19日(土)

午前8時30分～午後8時 下市町役場1階ロビーにて

下市町で投票できる方

- ・日本国民であること
- ・満18歳以上であること(平成19年7月21日までに生まれた方)
- ・引き続き3箇月以上下市町に住所を有する方(令和7年4月2日までに転入届出をした方)

投票日当日の投票終了時刻は**午後7時まで**です

町選挙管理委員会では、期日前投票制度の定着、選挙結果周知の迅速化、投票立会人の負担軽減等を踏まえ、当日投票所の閉鎖時刻を午後8時から午後7時に1時間繰上げを行っています。

期日前投票は、午後8時までとなります。

	場所	投票時間
投票日当日	入場券に記載の各投票所	午前7時～午後7時
期日前投票	下市町役場 1階ロビー	午前8時30分～午後8時

投票所のご案内

今回の参議院議員通常選挙における投票日当日の投票所については、次のとおり予定しています。



投票所名	投票所施設名	投票所在地	該当地区
第1投票所	下市観光文化センター	下市3071	惣上・大峯・下阪・上阪 栄町・堀毛・明大・田中 寺内・宮ノ向
第2投票所	下市町第2老人憩いの家	下市2781-1	山崎・堂垣内・北口・新町 天神・桧皮蔵・植木・青葉台 本町・今在家・秋津・都町
第3投票所	下市町コミュニティセンター	阿知賀1821	阿知賀区全域
第4投票所	下市町小路地区集会所	小路282-1	小路区全域
第5投票所	下市ふれあいセンター	新住253	新住区全域
第6投票所	下市町善城地区集会所	善城72-1	善城区全域
第7投票所	栃原地区農村集落センター(柿の里ホール)	栃原1222-47	栃原区全域
第8投票所	下市町平原会館	平原477-1	平原区全域
第9投票所	下市町梨子堂会館	梨子堂317	梨子堂区全域
第10投票所	原谷地区農村集落センター	原谷857-1	原谷区全域
第11投票所	栃本コミュニティセンター	栃本354	栃本区全域
第12投票所	下市町農村コミュニティ体育センター	仔細619	仔細区全域 (稲貝地区一部を除く)
第13投票所	下市町立 立石区民センター	立石260-1	立石区全域
第14投票所	才谷区自治会集会所	才谷232-1	才谷区全域
第15投票所	下市町広橋会館	広橋589-1	広橋区全域 (仔細稲貝地区一部を含む)
第16投票所	下市町山村振興センター	長谷6	長谷区・丹生区・谷区 黒木区・西山区・貝原区

投票所入場券について

投票所入場券は、公示後速やかに各世帯に郵送します。（圧着式のハガキタイプとなっています。）届いた入場券は、ハガキをめくっていただくと、世帯のうち選挙権がある方の人数分（最大4選挙人分）の入場券がついています。（選挙権がある方が世帯で5人以上の場合は、2枚のハガキを送付しています。）

投票の際には、ご自分の名前が記載された入場券を確認し、お持ちください。

万一、投票所入場券を紛失したり、何らかの事情でお手元に届かなかった方でも、下市町の選挙人名簿に登録されており、選挙人本人であることが確認できれば、投票をしていただくことができます。

※入場券を本人以外が使用することはできません。（他人に投票所入場券を譲渡し、なりすましによる投票を行うことは、公職選挙法第237条の詐偽投票罪にあたります。）

期日前投票について

【期日前投票期間】 7月4日（金）～19日（土） 午前8時30分～午後8時

【期日前投票所】 下市町役場 1階ロビー

投票日の当日に、仕事や用事などで投票所に行って投票できない方は、期日前投票をすることができます。

投票方法は、宣誓書を提出するほかは当日の投票と同様、投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

※投票所入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」になっており、あらかじめ記入してお持ちいただくことで受け付けをスムーズに行うことができます。事前の記入にご協力ください。

期日前投票宣誓書				※記載例
私は、投票日当日、下記のいずれかの期日前投票の事由に該当する見込みです。				
○仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事				
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在				
○疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容				
○交通至難の島等に居住・滞在				
○住所移転のため、本市町村以外に居住				
○天災又は悪天候により投票所に行くことが困難				
上記は、真実であることを誓います。				
氏名		下市 太郎	生年 月日	大正・昭和・平成 50年5月5日
現住所		下市町大字 ○○		

令和7年●月●日

① 期日前投票をする日付を記入する ② 本人が氏名・生年月日・住所を記入する

不在者投票について

【指定施設（病院、老人ホーム等）における不在者投票】

不在者投票指定施設として指定された病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の管理者に申し出てください。

【滞在先での不在者投票】

他の市町村に出張・旅行などで長期滞在先にいる方は、出張先・滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。詳細は下市町選挙管理委員会まで問い合わせてください。

【郵便等による不在者投票】

身体障がい者手帳・戦傷病者手帳または、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、障がいの程度または、要介護状態が一定の基準に該当する方は、自宅等から郵便等による不在者投票を行うことができます。この制度による投票用紙の請求は、選挙期日の4日前までにする必要があり、また「郵便投票証明書」の交付を受けるなど、事前の手続きが必要となりますので、できる限りお早めに手続きをしてください。

また、上記の対象者で自書することができない人（一定の基準に該当する方）は、あらかじめ下市町選挙管理委員会に届け出た代理人が投票用紙を記載できる制度もあります。



投票所までの移動手段がない方や自力による移動が困難な方に対し、
投票所へのタクシー等による移動支援を行います
 ※利用には事前の申請が必要です



自宅 ⇄ 投票所の往復に利用できます

【申込期間】 令和7年7月1日(火)～7月16日(水)

【利用期間】 令和7年7月4日(金)～7月20日(日)

【利用区間】 自宅等(町内)と当日投票所または期日前投票所との往復
 ※途中下車・乗車地以外への移動はできません。

【利用料金】 無料

【対象者】 下市町の選挙人名簿に登録されている方で、次の(1)～(2)のいずれの要件にも該当する方
 (1) 投票期間に町内に居住している方
 (2) 交通手段または補助の移動手段(家族等の送迎)がない方で、自宅から投票所までの間、自力による移動が困難な方
 ※不在者投票を行うことができる施設に入院または入所されている方、郵便投票証明書を交付されている方は対象外となります。

【申請方法】 「投票所への移動支援対象者名簿登録申請書」を総務課に提出

- ・この制度は、選挙ごとに申込が必要です。
- ・「投票所への移動支援対象者名簿登録申請書」は、役場2階総務課での配布または下市町ホームページからダウンロードできます。

【利用までの流れ】

- ①利用希望者は、選挙管理委員会事務局へ「投票所への移動支援対象者名簿登録申請書」を提出します。(メールでの提出も可能です。)
 - ②選挙管理委員会において申請書の内容を確認し、決定通知書を送付します。(利用券は投票所入場券と一緒に送付します。)
 - ③タクシー事業者等へ「投票所への移動支援利用券」を利用することを申し出たうえで、利用者が直接、タクシー等を予約します。(投票する日の前日午後5時まで)
 - ④投票日当日、自宅等にタクシーが到着したら、乗務員に移動支援利用券を提示し、投票所へ行きます。
 - ⑤投票所で降車し、選挙事務の方に選挙の入場券と一緒に移動支援利用券を渡してください。利用券に署名をもらい、受け取ってください。投票終了後、同じタクシー等で帰宅してください。
 - ⑥自宅到着後、「投票所への移動支援利用券」を乗務員に渡してください。
- ※タクシー等の予約、運行状況等により利用者が希望する日時に乗車できない場合があります。

●利用できるタクシー会社、訪問介護事業所等

事業者名	住所	電話番号	一般	福祉	介護	車いす
千石タクシー	埴田 19-3	52-2555	○	○	○	○
奈良近鉄タクシー	大淀町北六田 136-1	52-3705	○	○	—	—
吉野口タクシー	大淀町下淵 122-2	52-2077	○	○	—	—
大淀タクシー	大淀町下淵 149-3	52-2049	○	○	○	○
ユートピアセグラ	阿知賀 135	54-2151	—	—	○	○
オーブ	大淀町松垣本 2445-127	52-1036	—	○	○	○

※一般欄が「○」は、利用者の条件なく利用できます。(車椅子等の対応が不可の場合あり)

※福祉欄が「○」は、次のいずれかに該当する方が利用できます。

- ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ② 介護保険による要介護認定・要支援認定を受けている方
- ③ ①、②の他、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他障がいのため単独でタクシー、その他公共交通機関を利用することが困難な方

※介護欄が「○」は、介護サービスの適用を受ける方のみ利用可能です。利用にあたっては担当のケアマネージャーにご相談ください。

※車いす欄が「○」は、車いすでの移動に対応が可能です。

申・問 下市町選挙管理委員会事務局 ☎ 52-0001 メール: senkan@town.shimoichi.nara.jp

医療費受給資格証の更新のお知らせ ～医療費受給資格証の更新を郵送で行います～

下市町では、子ども・心身障害者・ひとり親家庭等・重度心身障害老人等・精神障害者の方に対する医療費の助成を行っています。現在、助成を受けている方は、令和7年7月31日で医療費受給資格証の有効期限が切れます。（※子ども医療費助成受給資格の方を除く）

令和7年8月1日以降も引き続き助成対象になると思われる方には、申請（更新）書類を送付しますので、同封の返信用封筒にて下記書類の郵送をお願いします。

※子ども医療費助成受給資格の方は、昨年度から更新申請の手続きが不要のため送付しません。

※重度心身障害老人等医療費助成受給資格の方は、受給資格証の交付はありませんが申請は必要です。

申請書等を提出されないと、医療費の助成ができませんのでご注意ください。

【更新手続きに必要な書類】

①申請書（必要事項を記入・捺印したもの）

②健康保険の資格がわかるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ）・振込先の通帳の写し（前回申請時から変更がある場合）

※扶養義務者等が他市町村に在住の方および令和7年1月2日以降に転入された方は、令和7年度課税（非課税）証明書（令和6年中所得）、もしくはマイナンバー利用同意書が必要です。

問 住民保険課 IP 68-9063（直通）

知っていますか？国民年金保険料の免除・納付猶予制度

令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月）の国民年金保険料の免除にかかる申請受付が令和7年7月1日からはじまります。経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料が免除または猶予される制度です。（※本人・配偶者・世帯主の所得制限があります）

▶申請先

お住いの市区町村役場または年金事務所

マイナンバーカードをお持ちの方は Web 申請も可能です

詳細は、日本年金機構の電子申請（マイナポータル）のページをご覧ください →



▶申請に必要なもの

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（役場や年金事務所で入手できます）

※ Web 申請の場合は不要

②基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの

③離職、退職された方は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し
（共済組合加入者であった人は、退職辞令書の写し）

▶注意事項

①免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼってできます。

ただし、申請書は申請する年度（7月～翌年6月）分ごとに必要です。

※継続免除申請を利用して承認を受けている方は、申請不要です。

②保険料の免除を受けず保険料が未納のままで、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合がありますのですみやかに申請してください。

③免除・納付猶予された保険料は、後から納めること（追納）ができます。免除期間がある場合、保険料を全額納付した時と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで年金の受給額を増やすことができます。

詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問 住民保険課 IP 68-9063（直通） 大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

戸籍に記載される予定の『振り仮名の通知書』が届きます

通知書（ハガキ）は本籍地の市区町村から送付されます。本籍地が下市町の方は、7月下旬から8月上旬に通知書の発送を予定しています。

通知書が届いたら誤りがないか必ずご確認ください。

通知書の振り仮名が正しい場合は → **届出の必要はありません。**

令和8年5月26日以降に、通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

通知書の振り仮名が誤っている場合は → **届出が必要です。**

令和8年5月25日までに必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

オンライン（マイナポータル）での届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

通知書が届かない場合や、個別事情、振り仮名の届書の処理状況等に関しましては、市区町村窓口へお問い合わせください。それ以外の戸籍の振り仮名に関するお問い合わせは「法務省コールセンター」へお願いいたします。

制度の詳細はこちら



法務省民事局

詐欺に
注意！

- ・戸籍の届出に手数料はかかりません。
- ・届出をしなくても罰則はありません。

問 法務省コールセンター（開設時間8：30～17：15 土・日・祝日を除く） ☎ 0570-05-0310
住民保険課 IP 68-9063（直通）

後期高齢者医療制度のお知らせ1

【資格確認書を送付します】

令和7年8月1日からご使用いただく新しい「資格確認書」を、7月下旬に『簡易書留』でお届けします。新しい「資格確認書」は、有効期限が「令和8年7月31日」となっています。

令和6年12月2日以降交付対象の方から被保険者証が発行されなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録済みのマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しています。マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を受けますのでご安心ください。

令和7年8月1日以降に医療機関等にかかるときは、必ず新しい「資格確認書」またはマイナ保険証をご提示ください。

また、裏面に臓器提供の意思表示欄が設けられていますので活用ください。

なお、有効期限の切れた被保険者証または資格確認書は、住民保険課へご返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。

【限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について】

令和6年12月2日以降、被保険者証が発行されなくなったことに伴い、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は廃止されました。医療機関等では資格確認書またはマイナ保険証を提示していただくことで、自己負担限度額までのお支払いとなります。

後期高齢者医療制度のお知らせ 2

【令和7年度保険料額決定通知書は7月中旬に郵送します】

○令和7年度保険料について

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。保険料を決める保険料率は2年ごとに改定されます（次回改定は令和8年度）。保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されます。特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。（普通徴収）

《令和7年度保険料（年額）の計算方法》

均等割額 （被保険者1人当たり） 51,500円

+

所得割額 （総所得金額等－基礎控除43万円）× 所得割率10.55%

= 被保険者の保険料（100円未満切り捨て、1人当たり上限額 80万円）

○保険料の軽減について

令和7年度は、国の軽減特例措置が見直されたことにより、5割軽減と2割軽減の方の所得要件が下表のとおり変更されます。

均等割額軽減条件（世帯の所得に応じて判定）

変更前（R6年度）		変更後（R7年度）	
軽減割合	対象者の所得要件 ※1 ※2	軽減割合	対象者の所得要件 ※1 ※2
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×（給与所得者等※3の数－1）以下	7割軽減	変更なし
5割軽減	基礎控除額(43万円)+29.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与所得者等※3の数－1）以下	5割軽減	基礎控除額(43万円)+30.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与所得者等※3の数－1）以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+54.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与所得者等※3の数－1）以下	2割軽減	基礎控除額(43万円)+56万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与所得者等※3の数－1）以下

※1 同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計で判定します。65歳以上の公的年金受給者は総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除して軽減判定します。

※2 軽減の基準となる「10万円×（給与所得者等の数－1）」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※3 一定の給与所得者がある方または公的年金所得がある方

◆軽減判定は4月1日（4月2日以降に資格取得された場合は資格取得日）の世帯の状況で行います。

問 住民保険課 IP 68-9063（直通）

下市町国民健康保険に関するお知らせ

1. 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月下旬に送付します

7月下旬に、マイナ保険証（保険証利用登録済みのマイナンバーカード）をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付し、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を簡易書留で送付します。※同じ世帯でも、資格情報のお知らせと資格確認書は、別々にお届けします。

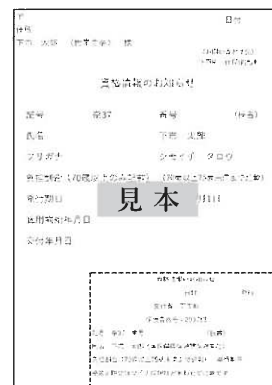
2. 資格情報のお知らせが届いた方へ

資格情報のお知らせが届いた方は、医療機関等を受診するとき、マイナ保険証を利用ください。また、何らかの事情でマイナ保険証を利用できないときは、右下部を切り取ってマイナンバーカードと合わせて利用ください。ただし、資格情報のお知らせ単体では受診できません。

マイナ保険証の利用が困難な場合、申請することで資格確認書を交付できる場合があります。

※69歳以下の場合、有効期限が無いため来年以降送付しません。

※マイナ保険証で確認できるため、国民健康保険限度額適用認定証などは不要です。

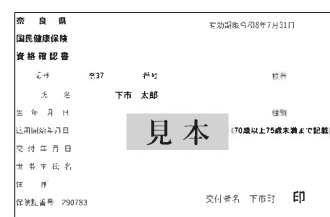


(A 4サイズ)

3. 資格確認書が届いた方へ

資格確認書が届いた方は、8月1日以降、医療機関等を受診するとき、医療機関等の窓口で資格確認書を提示することで、これまでどおり受診等ができます。

マイナ保険証の利用を希望する場合は、医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。



(カードサイズ)

4. 70歳以上の場合は負担割合を記載しています

今まで交付していた高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証と同じく発行できなくなったため、70歳以上の場合「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」へ負担割合を記載しています。

5. 有効期限を過ぎた国民健康保険被保険者証などは破棄してください

お手元にある国民健康保険被保険者証などの有効期限は7月31日です。8月1日以降ハサミなどで細かく切り破棄してください。

6. 国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証について

▶「資格情報のお知らせ」が届いた方

申請は不要です。マイナ保険証を利用することで国民健康保険限度額適用認定証などがなくても自己負担限度額を超える支払いが不要になります。

▶「資格確認書」が届いた方

入院や通院等により国民健康保険限度額適用認定証などが必要な方は申請が必要です。申請された月から適用となるため、引き続き必要な方は7月31日までに申請をしてください。

※申請には、窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）が必要です。

7. 国民健康保険特定疾病療養受療証について

お手元にある国民健康保険特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日です。更新分の「特定疾病療養受療証」につきましては、7月下旬に簡易書留で送付します。

下市町国民健康保険税の賦課限度額が変わります

国民健康保険税の後期高齢者支援金分について、国民健康保険の加入世帯に課税される年間の保険税上限額（賦課限度額）が下表のとおり引き上げられます。

●令和7年度下市町国民健康保険税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	7.64%	3.27%	3.03%
平等割 (世帯割)	20,000円	8,400円	—
均等割 (人数割)	27,600円	11,500円	16,900円
賦課限度額	650,000円	220,000円 ↓ 240,000円	170,000円

低所得世帯に対する軽減判定所得が引き上げられます

国民健康保険税は被保険者の前年中の所得に応じて計算し課税されますが、世帯の総所得金額等の合計額が軽減判定所得以下の世帯は平等割額・均等割額が軽減されます。

令和7年度の税制改正に伴い5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずるべき額が引き上げられました。

①5割軽減の軽減判定所得の拡充

(現行) 【43万円 + (29.5万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】
(改正後) 【43万円 + (30.5万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

②2割軽減の軽減判定所得の拡充

(現行) 【43万円 + (54.5万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】
(改正後) 【43万円 + (56万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方

問 住民保険課 IP 68-9063 (直通)

下市町保健センターからのお知らせ

所 下市町保健センター

事業名	日にち	受付時間	対象者・内容等
幼児健康診査	7月29日(火)	13:00~	【1歳6か月児】 令和5年12月1日~令和6年2月29日生
		13:10~	【3歳児】 令和3年12月1日~令和4年2月28日生

※詳細な時間は個別で案内します。

問 健康福祉課 IP 68-9065 (直通)

高齢者肺炎球菌ワクチンについて

【肺炎球菌とワクチンについて】

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされるとの報告があります。肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症（はいけつしょう）など重い感染症の原因になることがあります。肺炎球菌による感染症に対して、すべての肺炎などが防げるわけではありませんが、有効性・安全性が確認されているワクチンがあります。

【定期接種の対象と使用するワクチン】

①65歳の方

定期接種の機会は65歳の1年間です。定期接種の対象となる方で、接種を希望される方は接種の機会を逃すことがないようにご注意ください。

②60～64歳で

- （1）心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方
- （2）ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

【予防接種を受ける方法】

公費接種（自己負担金3,000円、生活保護世帯無料）をするには手続きが必要です。接種を希望される方は健康福祉課までお問い合わせください。

問 健康福祉課 IP 68-9065（直通）

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

【負担額の軽減制度について】

介護保険の施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費について低所得者の負担が過重とならないよう、課税状況、資産、年金収入の状況に応じて自己負担が軽減される制度です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、有効期限が令和7年7月31日となっておりますので、引き続きサービスをご利用の場合は、新たに申請が必要となります。お忘れのないよう早めの手続きをお願いします。

※施設入所やショートステイの利用を継続されない方は更新は不要です。

問 健康福祉課 IP 68-9064（直通）

「介護保険負担割合証」の更新について

【負担割合証について】

介護保険負担割合証とは、介護サービス利用者がサービスを利用した際の利用者負担を所得に応じて1割、2割、または3割のいずれかをお知らせするものです。要支援・要介護認定を受けている全ての方並びに、事業対象者の方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行していますが、有効期限が令和7年7月31日となっています。つきましては、令和7年8月1日からの「介護保険負担割合証」を7月中旬に郵送しますので、ご確認ください。

なお、有効期限の過ぎた「介護保険負担割合証」につきましては、処分していただきますようお願いいたします。

問 健康福祉課 IP 68-9064（直通）

たんぽぽカフェのお知らせ

7月のたんぽぽカフェは、恒例のたんぽぽカフェ夏祭りを開催します。8月は「メロディ・アリサ」さんによる音楽レクレーションです♪

¥ 無料

日 時	場 所	申 込	お問い合わせ
7月11日（金） 10:00～12:00	下市町交流センター ごんたくんの家	事前申し込み必要	☎ 54-2107 担当：橋本
8月1日（金） 10:00～12:00			

いろどりカフェのお知らせ

～ホッとするととき～をテーマに“いろどりカフェ”を実施します

対 町内に住所を有する認知症の人とその家族、地域住民

申し込みは
こちらからでも
可能です →



日 時	場 所	内 容	申 込
7月23日（水） 10:00～12:00	北野しもいち彩の里 （1階彩ホール）	熱中症対策と簡単な保 水液のレシピの紹介	氏名、連絡先、参加人数を 下記までお知らせください

問 北野しもいち彩の里 ☎ 52-0240 担当：多田（ただ） 北乾（きたいぬい）

第29回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集について

80歳以上になっても20本以上自分の歯を残し、おいしく噛んで食べられる生活を保つことを主旨とした「8020（ハチ・マル・ニイ・マル）運動」及び歯科口腔衛生思想の普及啓発のため、下記のとおり開催されます。多数の申込みをお待ちしています。

1. 応募資格

奈良県在住の70歳以上で歯の健康な方（若干の欠損歯、かぶせ等可）

※直近3年間に最優秀賞を受賞された方は応募できません。

2. 応募方法

官製ハガキに【郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・電話番号・生年月日・性別・年齢】を明記し、下記宛先に郵送してください。

宛先：〒630-8002 奈良市二条町2丁目9-2

奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係 宛

3. 応募期限

令和7年7月10日（木）～令和7年8月31日（日）まで（当日消印有効） ※先着120名

4. 審査及び表彰

日 令和7年10月9日（木）12:00～16:30

場 奈良県歯科医師会館（奈良市二条町2丁目9-2）

※8020達成者には認定証が授与され、最優秀者には後日、知事より賞状が授与されます。

※昼食はお済ましの上、ご参加ください。

主催：一般社団法人奈良県歯科医師会

共催：奈良県

後援：一般財団法人奈良県老人クラブ連合会公益財団法人8020推進財団

問 一般社団法人 奈良県歯科医師会 事務局事業係

〒630-8002 奈良市二条町2丁目9番2号 ☎ 0742-33-0861

高齢者・障害者・妊産婦・子育て応援 外出支援事業タクシー券の交付について

下市町では高齢者・障害者・妊産婦・就学前のお子様をお持ちの保護者を対象に、タクシー利用券を交付することで公共機関や病院等への外出を促し、日常生活の利便の向上を図るため下記のとおり事業を実施しております。

【高齢者外出支援事業】

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳以上74歳以下の住民税所得割非課税世帯の方で65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の方

現在、高齢者外出支援タクシー券をお持ちの方は、申請の必要はありません。7月下旬頃にタクシー券とバスチケットを送付します。65歳以上～74歳以下で、現在タクシー券をお持ちの方には、別途ご案内します。今まで1度も申請されていない方でタクシー券の交付を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【障害者外出支援事業】

- ① 身体障害者手帳1・2級を持っている方
- ② 療育手帳A（A1・A2）を持っている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

現在、障害者外出支援タクシー券をお持ちの方は、申請の必要はありません。7月下旬頃にタクシー券とバスチケットを送付します。今まで1度も申請されていない方でタクシー券の交付を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【妊産婦・子育て応援事業】

- ① 妊産婦の方（妊娠中または出産後1年以内の女性）
- ② 就学前のお子様をお持ちの保護者

妊産婦・就学前のお子様をお持ちの保護者については、申請が必要となります。健康福祉課窓口で申請をお願いします。

【利用範囲】 原則下市町内（ただし下市口駅・南奈良総合医療センターは可）

【交付内容】 タクシー乗車料金の利用券（30枚）

奈良交通の路線バス区間で利用できるバスチケット（200円券×24枚）

問 健康福祉課 IP 68-9069（直通）

子育て世帯支援臨時給付金のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、子育て世帯支援臨時給付金を支給します。

対 高校生年代までの下市町に住民登録がある児童の保護者
（平成19年4月2日以降に生まれた児童）

【基準日】 令和7年6月1日 【給付額】 児童1人あたり一律2万円

【手続き】 受給対象の方には7月上旬に案内を送付します。

案内が届きましたら、健康福祉課まで申請してください。

問 健康福祉課 IP 68-9069（直通）

地域振興券(ごんたくん振興券)について

下市町では、食料品価格等の物価高騰経済対策として地域振興券（ごんたくん振興券）事業を実施しています。事業内容は、下記のとおりとなります。

①令和7年4月1日時点で下市町に住民登録のある方で、郵送できる方を対象

1人 500円券×10枚 計5,000円分を配布

②使用期間は、令和7年6月1日～令和7年8月31日（3ヶ月）

③使用可能店舗

令和7年4月号広報折り込みチラシの裏面または下市町商工会ホームページをご覧ください。

※令和7年5月中に、住民登録地に簡易書留で発送しておりますが、受け取りがお済みでない方は、下記までご連絡ください。

問 地域づくり推進課 IP 68-9070（直通）

「下市町花いっぱい賑わい推進事業」が始まりました

下市町賑わい創出協議会において、地域の緑化推進のため、購入代金補助と無償提供の2つの事業を行います。

①購入代金補助

【補助対象経費】

- ・3名以上の団体（町外の方や家族、同志でも可）
- ・本町に所在する事業所

【購入補助の対象となるもの】

種、苗、球根、土、土壌改良剤、肥料、栽培に必要なプランター、鉢等

【補助額】

補助対象経費の3/4（上限10,000円）

【受付期間】

令和8年2月27日（金）まで ※先着10件まで

②無償提供

家庭や事業所で余っている花苗等をご寄付ください。町内の個人等に無償提供します。

【無償提供者】

個人、町に所在する事業所

①②ともに、自己の所有又は管理する、下市町内において人が鑑賞できる屋外で花苗等を定植する必要があります。その他要件等ございますので、詳細についてはお問い合わせください。

問 地域づくり推進課 IP 68-9070（直通）

下市町賑わい創出協議会と下市町観光協会が連携し、同窓会開催支援を行います

20人以上が集まる、下市町内にあった学校の同窓会において、以下の経費を補助します。同窓会の開催にぜひご活用ください。

【補助対象経費】

- ①下市町地域産品購入経費、下市町関連グッズ購入経費及び現物支給分価額
- ②同窓会案内状郵送料（町パンフレット等同封）

【補助限度額】 ①上限10,000円 ②郵送料1通につき100円、上限20,000円

【受付期間】 令和8年2月27日（金）まで ※各先着5件まで

補助要件等ございますので、詳細についてはお問い合わせください。

問 地域づくり推進課 IP 68-9070（直通）

ツキノワグマ注意喚起

町内で「ツキノワグマ」の目撃情報が報告されている状況です。これからクマが出没しやすい時期になります。クマは基本的には人を避ける動物ですが、突発的な遭遇、人身被害を避けるため次の内容に注意していただくようお願いします。

- ・農作業や散歩等においては、クマ鈴やラジオを使って人の存在を知らせる・家や倉庫の戸締りを徹底する
- ・誘引要素となるため、廃棄となる農産物を放置しない・エサとなる生ゴミは、収集当日の朝に出す

問 目撃・痕跡があった場合の連絡先 地域づくり推進課（平日昼間）IP 68-9070（直通）
（夜間・休日）☎ 52-0001（代表）

町営住宅入居者募集

下記のとおり町営住宅の入居募集をします。申込書ほか案内書類(間取図等)は7月2日(水)から建設課にて配布します。関係書類をご準備のうえ、期日までにお申し込みください。

青空団地 / 3DK / 1戸 (3F)

① 22,000 円 ② 25,400 円 ③ 29,000 円 ④ 32,700 円 ⑤ 37,400 円 ⑥ 43,200 円 ⑦ 50,500 円

青空団地 / 3DK / 2戸 (1F)

① 20,900 円 ② 24,100 円 ③ 27,600 円 ④ 31,100 円 ⑤ 35,500 円 ⑥ 41,000 円 ⑦ 48,000 円

蜻蛉団地 / 3DK / 1戸 (2F)

① 13,300 円 ② 15,400 円 ③ 17,600 円 ④ 19,800 円 ⑤ 22,700 円 ⑥ 26,200 円 ⑦ 30,600 円

小西団地 / 3DK / 1戸 (1F)

① 12,500 円 ② 14,400 円 ③ 16,500 円 ④ 18,600 円 ⑤ 21,200 円 ⑥ 24,500 円 ⑦ 28,700 円

・家賃は基準月収額に応じて7段階となります。

- ① 0 円～ 104,000 円 ② 104,001 円～ 123,000 円 ③ 123,001 円～ 139,000 円
④ 139,001 円～ 158,000 円 ⑤ 158,001 円～ 186,000 円 ⑥ 186,001 円～ 214,000 円
⑦ 214,001 円～ 259,000 円 ※基準月収額が 259,000 円を超える方は申し込みできません。

【申込受付期間】 7月3日(木)～11日(金) ※土・日は除く 8:30～17:15

※書類審査の都合上、郵送での受付けはできません。

【入居予定日】 令和7年9月上旬

【申請書類】 入居申込書(建設課にあります)・住民票謄本(家族全員のもの)・納税証明書
所得証明書(申請者及び同居予定者の所得のある方すべて)・現住所付近の略図

申・問 建設課 IP 68-9067 (直通)

火遊び・花火による火災の防止

夏は、花火のシーズンですが、取扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。素敵な思い出にするためにも以下のことに注意しましょう。

- ①子供だけで花火をしない ②周りに燃えやすい物がないか注意する
③水バケツを準備して確実に火を消す ④風の強い日はしない

問 下市消防署 ☎ 52-2299

地域別福祉の就職フェア in 橿原

福祉の仕事の就職フェアが開催されます。

- 対** ・福祉の仕事に就職や転職を希望する方 ・福祉の仕事に関心のある方
・学生(大学・短大・専門学校生及び高校生) ・無資格、未経験の方も参加できます

日 7月26日(土)・7月27日(日) 12:00～16:00

所 奈良県社会福祉総合センター 6階大ホール(橿原市)

内 中南和地域の福祉・介護職場との合同就職面談会です。

- ・福祉施設、事業所との面談コーナー ・福祉のお仕事相談、ハローワーク相談コーナー
・就活応援イベント

1. プロが撮る好印象写真!「履歴書写真撮影コーナー」 2. 「ふくしのマルシェコーナー」

¥ 参加費無料 **申** 当日申込可能

問 奈良県福祉人材センター ☎ 0744-29-0160

南奈良看護専門学校

令和8(2026)年度 学生募集

南奈良看護専門学校では、令和8年度の学生を募集します。

【入試日程】

入学試験の種類	出願期間	入学試験日
指定校推薦	10月2日(木)～9日(木)	令和7年10月18日(土)
公募推薦A	10月21日(火)～30日(木)	令和7年11月9日(日)
公募推薦B・社会人	11月25日(火)～12月4日(木)	令和7年12月14日(日)
一般	12月22日(月)～令和8年1月9日(金)	令和8年1月21日(水)

※学校、入試制度等詳細につきましては、今月号折り込みの南和広域医療企業団広報紙（はびねすだより）やホームページをご覧ください。

問 南和広域医療企業団 南奈良看護専門学校 ☎ 54-5061

自衛隊奈良地方協力本部からのお知らせ

○一般曹候補生と自衛官候補生を募集します

【一般曹候補生】

1. 受験資格

18歳以上33歳未満

※採用予定月の1日における年齢

2. 受付締切

令和7年9月2日(火)まで

3. 試験

・筆記試験、適性検査

令和7年9月16日～19日(火～金)の内1日(WEB試験)

・2次試験(口述試験、身体検査)

10月14・15日(火・水)内1日

2次試験会場：航空自衛隊奈良基地

【自衛官候補生】

1. 受験資格

18歳以上33歳未満

※採用予定月の1日における年齢

2. 受付締切

令和7年7月14日(月)まで

3. 試験

・筆記試験、適性検査

令和7年7月14日～18日(月～金)の内1日(WEB試験)

・2次試験(口述試験、身体検査)

7月23日(水)

試験会場：航空自衛隊奈良基地



○公務員合同職業説明会が開催されます

警察・消防・海上保安庁、自衛隊の合同職業説明会が開催されます。どなたでも参加可能です。

日 7月27日(日) 12:00～16:30(受付11:00～12:00)

所 奈良市生涯学習センター(奈良市杉ヶ町23番地)

応募はこちら→



問 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所 ☎ 0747-22-3789

第19期「被害者支援ボランティア」募集

(公社)なら犯罪被害者支援センターでは、犯罪や事故の被害に遭われた被害者やそのご家族等を支援するための電話や相談等に携わるボランティアを募集します。応募者は、養成講座(9月～10月の間で9回)を受講していただきます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【募集期間】6月2日～8月1日 【応募条件】20歳以上69歳未満

問 公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター事務局 ☎ 0742-26-6935
(月曜日～金曜日10:00～16:00の間 祝日は除く)



下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

明水館営業時間 11:00~19:00

(受付は18:30まで)

ごんた食堂 (ラストオーダー 18:30まで)

【平日】11:30~14:00 16:30~19:00

【土日祝】11:30~19:00

※毎週水・金曜日の16:30~19:00は休業します。

皆さまのご来店お待ちしております！



※写真はイメージです



ごんたの湯
下市温泉秋津荘明水館

各種宴会を承っています。

詳細は、ごんた食堂までお問い合わせください。

7月の明水館カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	⑦	⑧	9	10	11	12
13	⑭	15	16	17	18	19
20	21	⑫	23	24	25	26
27	⑳	㉑	30	31		

問 下市温泉秋津荘・明水館

☎ 52-2619 IP 68-9081 (直通)

吉野三町無料法律相談

〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

日 7月16日(水) 13:00~16:00

所 吉野町役場

問 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081 (代表)

中南和法律相談センター無料法律相談

〈県内中南和各地で随時開催しています〉

申・問 奈良弁護士会内 中南和法律相談センター係

☎ 0742-22-2035

消費生活相談

日 毎週木曜日 13:00~16:00
開催日等は直接お問い合わせください。

所 吉野町役場

問 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081 (代表)

法テラス南和法律事務所

〈常駐の弁護士が相談にあたります〉

所 大淀町大字下淵68番地の4やすらぎビル4階

問 ☎ 050-3383-0025

※無料になる場合があります。

まずは電話でお問い合わせください。

7月31日(木)は国民健康保険税第1期

後期高齢者医療保険料第1期

固定資産税第2期の納期限です

納期を守って、納め忘れのないようにお納めください。口座振替をご利用の方は、7月31日(木)が振替日となりますので、預金残高のご確認をお願いします。

問 住民保険課(国保・後期)

IP 68-9063 (直通)

税務課(固定) IP 68-9066 (直通)

ならコープ下市コミュニティスタンドについて

ならコープ下市コミュニティスタンドは、ガソリンの給油や灯油配達だけでなく、地域の方のコミュニティの場としてご利用いただける、他にはない唯一無二の特徴をもったガソリンスタンドです。

おひとりでも、お友達とでも、コミュニティカフェでコーヒーを飲みながら、お話をしにきませんか？

日用品も販売しておりますので、ちょっとしたお買い物の際はお立ち寄りください。

皆さまのお越しをお待ちしております！

問 地域づくり推進課 IP 68-9070 (直通)

ならコープ下市コミュニティスタンド

☎ 52-8801 (直通)



皆さまのお越しを
お待ちしております！



てんいち先生



社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
5月1日～5月31日の期間に、次の方から預託をいただきました。

・供養として
鍵本 佳輝（阿知賀） 3万円
（敬称略）

相談日のお知らせ

相談内容	相談日	時間	場所
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 （電話相談も可）	7月3日(木)	13:00)	下市町交流センター （ごんたくんの家） ☎52-6125
	8月7日(木)		
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 （電話相談も可）	7月17日(木)	15:00	
	8月21日(木)		

下市町空き家無料相談会
in 下市温泉ごんたの湯

日 7月10日(木) 14時～17時
(1組約45分/ご予約優先)

内 所 下市温泉 1階ロビー内
「空き家となった実家、店舗を何とかしたい」「住んでいる家が将来空き家になりそう」などの空き家に関するさまざまなご相談を承ります。

対 町内に空き家をお持ちの方
町内にお住まいの方

問 NPO法人空き家コンシェルジュ
NPO法人空き家コンシェルジュ
下市出張所（水・土）
080（2116）3427
（担当/近藤）

※空き家バンクへの登録などのご相談は随時受け付けています。

図書館だより

7月の図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		①	②	3	4	5
6	7	⑧	⑨	10	⑪	12
13	14	⑮	⑯	17	18	19
20	21	⑳	㉑	24	25	26
27	28	㉓	㉔	31		

★○印が休館日です

★開館時間 木曜日～月曜日

9:00～17:00

★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しください。
(DVD・他館借受本を除く)

おはなし会
7月26日(土)
ご2じ～
場所:えほんコーナー

新着リスト

僕には鳥の言葉がわかる	鈴木 俊貴
ゼロからはじめる稼ぐ農業	高津佐 和宏 他
嘘と隣人	芦沢 央
戦国転生同窓会	織守 きょうや
織部の妻	諸田 玲子
山本周五郎<未収録>時代小説集成	山本 周五郎
逃亡者は北へ向かう	柚月 裕子
わるじい義剣帖5 ざまあみろ	風野 真知雄
パンダおやすみだいそう	いりやまとし
うきうきおばけ	くるだかおる 他
絵本はたらく細胞4	清水 茜 他
川あそびのやくそく	佐藤 繁一 他
新ざんねんないきもの事典	今泉 忠明 他
ムーンヒルズ魔法宝石店7	あんびる やすこ
直紀とひみつの鏡池	山下 みゆき 他
十年屋8 黄昏時のお客様	廣嶋 玲子 他

今月おすすめの本

50代から楽しむメイクの教科書

鈴木 みほ [著]
成美堂出版

今のメイクがしっくりこない、顔のたるみやシミが気になる…そんな50代以降の女性に向けて、さりげなく大変身できる上手なメイク術を紹介。基本のスキンケアなど大人向けメイクの新常識、教えます。

1F エントランスにて7日まで七夕飾りをしています。来館された機会に、短冊に願いごとを書いて笹を飾りつけてください。

問 下市町立図書館（下市観光文化センター2F）
☎ 52-1711 IP 68-9080

sic テレビガイド



令和7年7月3日～8月3日

放送時間 朝6:30～ 昼12:30～ タ18:30～ 夜21:00～

吉野三町共同番組 C A T Vネットワーク6月号 ～お隣の町のちょっと気になる出来事～	3日 ～ 6日
ワイドしもいち6月号(再)	7日 ～ 9日
ぴかぴかの1年生(再) ～下市あきつ学園1年生を紹介～	10日 ～ 16日
20世紀の記録～平成9年7月の映像～ ※7月20日は20:30以降選挙開票速報	17日 ～ 21日
ワイドしもいち7月号	22日 ～ 27日
吉野三町共同番組 C A T Vネットワーク7月号 ～お隣の町のちょっと気になる出来事～	28日 ～ 8月3日

*都合により、番組内容・放送時間を変更する場合があります。ご了承ください。
*ごみの分別方法は、5:30、11:30、18:00に放送しています。
*お悔やみ放送は、依頼があった日の17:30～18:20 および20:30～20:45に放送します。

こまどりケーブル に関する問合せは こちら	申込み・契約変更・料金について	ケーブルテレビの操作・不具合について
	日・祝除く 9:00～17:30	年中無休 24時間受付
	0120-667-740	0120-950-144

下市町賑わい創出協議会からのお知らせ



▶ 下市ファミリーパークへ行こう！

旧阿知賀小学校の運動場にBBQやドッグラン、動物たちとの触れ合いが楽しめる下市ファミリーパークが7月5日(土)にオープン！今冬からはいちご収穫もできるとか！景色も良くて家族みんなで楽しめる施設になっているのでおでかけに最適なのでは！？みなさん、ぜひ気軽に遊びに行ってみてください！！



◀ 予約・お問合せ先：下市町阿知賀 2010-3
☎ 070-9009-4426

▶ SHIMOICHI SMALL FOREST

KITOの駐車場前に小さな森林公園がひっそりとオープンしています！気になってたでしょ？

一周約15分で散策出来て、中にはイベントで作ったヒノキの舞台や竹のベンチなどがあります！CLOSEしていないときはだれでも気軽に立ち寄っていただけるので、ぜひ自然を体感してみてください！ここで色々なイベント開催したいな一と思ってるので楽しみに・・・！



▶ 下市町公式 SNS Instagram



note



▶ SHIMOICHI SMALL FOREST 情報

お問合せ先：下市町賑わい創出協議会事務局

☎ 0747-52-0001 (平日9時～17時)



のう
ち
の
こ
の
う
ち
の
こ
の
う
ち
の
こ

令和7年6月1日現在

人 口 4,315 人 (－7)
男 2,031 人 (－4)
女 2,284 人 (－3)
世帯数 2,201世帯 (－4)
() 内は前月比
出生 1人 死亡 8人
転入 12人 転出 12人

広告